

議案第148号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の155</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の150</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

(さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第3条 さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例（平成27年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1・2 [略] 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の条例第6条第2項の規定により期末手当を支給する場合においては、同項中「100分の140」とあるのは「100分の150」と、「100分の155」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 4 [略]	附 則 1・2 [略] 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の条例第6条第2項の規定により期末手当を支給する場合においては、同項中「100分の140」とあるのは「100分の150」と、「100分の155」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 4 [略]

第4条 さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の一部を

次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の条例第6条第2項の規定により期末手当を支給する場合においては、同項中「100分の140」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の155」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の条例第6条第2項の規定により期末手当を支給する場合においては、同項中「100分の140」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の155」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>4 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後のさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例（以下「廃止条例」という。）附則第3項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

4 第3条の規定による改正後の廃止条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の廃止条例附則第3項の規定により読み替えて適用する廃止条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止条例による廃止前のさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第109号）（以下「旧教育長給与等条例」という。）の規定に基づいて支給された期末手当は、第3条の規定による改正後の廃止条例附則第3項の規定により読み替えて適用する旧教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。